

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 大草康平
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエア イーストタワー 3階 三浦法律事務所
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2023年10月19日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ウィザス
証券コード	9696
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所(スタンダード市場)

【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	スイスアジア・フィナンシャル・サービス・ピーティーイー・エルティーディー (Swiss-Asia Financial Services Pte. Ltd.)
住所又は本店所在地	9 ラッフルズプレイス、53-01/04、リパブリックプラザ、シンガポール (048619) (9 Raffles Place, Unit 53-01 Republic Plaza, Singapore 048619)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエア イーストタワー 3階 三浦法律事務所 弁護士 大草 康平
電話番号	03-6270-3500(代表)

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.1
訂正される報告書の報告義務発生日	2023年8月18日
訂正箇所	(7)保有株券等の取得資金、取得資金の内訳の「自己資金額(W)(千円)」欄及び「その他金額計(Y)(千円)」欄の記載内容の訂正

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	1,172,468
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	127,638
上記(Y)の内訳	顧客資金 うち信用取引による取得:立花証券株式会社 33,022千円、フィリップ証券株式会社 94,616千円
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	1,300,106

(注)処分した株式に係る取得資金は、処分前の1株あたりの取得価格(平均)を算出し、当該価格に売却した株券の数を乗じた額を差し引いている

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	1,300,106

上記(Y)の内訳	顧客資金 うち信用取引による取得：立花証券株式会社 33,022千円、フィリップ証券株式会社 94,616千円
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	1,300,106

(注) 処分した株式に係る取得資金は、処分前の1株あたりの取得価格(平均)を算出し、当該価格に売却した株券の数を乗じた額を差し引いている